

# 広島県土地利用基本計画書

令和7年3月

広島県

## 目次

はじめに	2
1 土地の利用に関する基本方向	3
(1) 土地利用の基本方向	3
ア 基本理念	3
イ 基本的条件の変化と課題	3
ウ 基本方針	5
(2) 地域別の土地利用の基本方針	8
ア 地域類型別の土地利用	8
(ア) 都市	8
(イ) 農山漁村	9
(ウ) 自然維持地域	10
イ 地域の区分	11
(ア) 広島地域	11
(イ) 備後地域	11
(ウ) 備北地域	12
(3) 土地利用の原則	13
ア 都市地域	13
イ 農業地域	13
ウ 森林地域	14
エ 自然公園地域	14
オ 自然保全地域	14
カ その他	14
2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針	15
(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域	15
(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域	15
(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域	15
(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域	15
(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域	15
(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域	16
(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域	16
(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域	16
(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域	16
3 その他の必要な措置	16
(1) 計画の効果的な推進	16
(2) 多様な主体の参画による県土管理の取組の推進	17
4 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画	17
おわりに	18

はじめに

この土地利用基本計画（以下「本基本計画」という。）は、広島県の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき策定したものであり、同法に基づく土地取引規制及び土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画である。

すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

本県は、風光明媚な瀬戸内海やなだらかな中国山地など豊かな自然に恵まれ、個性豊かで多様な地域で構成されている。

特に県土の7割を占める中山間地域は、その自然景観で広く県民に潤いを与えるとともに、県土の保全や水源のかん養、安全・安心な農林水産物の共有といった、多面的な機能や役割を担う一方、集落の小規模化や高齢化が大きく進み、農林水産業の担い手不足や、空き家・荒廃農地の増加など、地域コミュニティを維持していく上で、深刻かつ厳しい状況に直面している。こうした状況を克服し、持続可能な地域社会であり続けるために、県民・市町・県が連携・協働し、デジタル技術等も活用しながら、県民の生活サービスの確保とコミュニティの維持を目指す。

## 1 土地の利用に関する基本方向

### (1) 土地利用の基本方向

#### ア 基本理念

県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じる諸活動の共通の基盤であることを十分考慮して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、安全で快適な地域環境の中で県民が健康で文化的な生活ができる環境を確保し、県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

#### イ 基本的条件の変化と課題

##### (ア) 人口減少・高齢化等を背景とした県土の管理水準の悪化と地域社会の衰退

我が国は既に本格的な人口減少社会を迎えており、本県においても中山間地域のみならず、都市部でも人口減少が加速している。とりわけ、若年人口や生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加、人口の地域的な偏在も進展しており、中山間地域を中心に無居住化する地域も拡大している。このような人口動態の変化は、土地需要の減少のみならず、県土の利用や管理に大きな影響を与える。

市街地の人口密度の低下や中心市街地の空洞化が進行するとともに、所有者不明土地等の低未利用土地や空き家等が増加しており、土地利用効率の低下や管理水準の低下が懸念される。また、食料の海外依存リスクが高まるなか、農山漁村では、農地管理の担い手減少による農地等の管理水準の低下や荒廃農地の増加も懸念される。森林においては、必要な施業が行われないことにより、土砂災害防止や水源かん養、木材生産等の機能低下を招き、県土の保全や水循環、木材の安定供給等にも大きな影響を与えるおそれがある。

これらの問題は、既にその多くが顕在化しているが、対策を怠れば、今後、ますます状況が悪化し、県土の管理水準の悪化による周辺地域への悪影響の発生や非効率な土地利用の増大による地域社会の衰退等が懸念されることから、本格的な人口減少社会においては、県土の適正な利用と管理を通じて、県土を荒廃させない取組を進めていくことが重要である。

加えて、地方創生の観点から、地域の生活や生産水準の維持・向上に結びつく土地の有効利用・高度利用を一層、推進していくことも必要である。

##### (イ) 大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応

本県の地形は、県土の約7割を山地が占めており、全般的に急峻な山地が多く、土砂災害警戒区域は全国最多にのぼる。こうした地形条件に加えて、本県の地質は、風化が進んだ崩れやすい花崗岩等から構成されており、長雨や集中豪雨があるたびに、がけ崩れ等の土砂災害が発生している。

また、沖積平野など災害リスクの高い地域に人口が集中しており、対策をとらなければ、将来においてもこの傾向が続く見込みであり、土地利用上、災害に対して脆弱な構造となっている。

地球温暖化等の気候変動の影響により、極端な降水がより強く、より頻繁に発生する可能性が非常に高くなると予測されており、風水害、土砂災害の激甚化・頻発化が懸念される。その一方で、無降水日数も増加することが予測されており、渇水の頻発化・長期化・深刻化も懸念される。加えて、雪崩の発生等による集落の孤立、集中的な降雪による交通障害、空き家の倒壊等による被害の発生など雪害による悪影響も懸念される。

また、南海トラフ地震などの巨大地震や津波による広域にわたる甚大な被害が発生する可能性がある。

このため、防災・減災対策の強化とともに、安全性を計画的に高めていく県土利用・管理へ

の転換が急務となっている。

都市においては、諸機能の集中や地下空間を含む土地の高度利用の進展など経済社会の高度化に伴う都市型水害等に対する脆弱性の増大や、地震時等に著しく危険な密集市街地への対応といった課題が残されている。農山漁村は、河川の上流域となっている地域が多く、県土管理水準の低下に伴う県土保全機能の低下による下流域への影響があることなどが懸念されている。

加えて、土地取引が多い都市や高齢化が著しい山村では、地籍整備が特に遅れており、土地取引の円滑化、災害復旧の迅速化、土地の有効利用の妨げになるおそれもある。

安全・安心は、すべての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、速やかに復旧・復興できる県土の構築に向けた県土強靱化の取組を県土利用・管理の点からも進めていくことが重要である。

#### (ウ) 自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応

地球温暖化等の気候変動や社会経済活動の拡大に伴い、良好な自然環境の喪失・劣化とそれに伴う生物多様性の損失が続いている。

自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌侵食や水質の悪化、水循環の変化、食料の安定供給、水源のかん養や県土保全など、暮らしを支える生態系サービス<sup>1</sup>に大きな影響を及ぼす。また、エネルギーの海外依存リスクの高まりを受け、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入促進が求められるなか、太陽光パネルや風力発電の風車の安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が顕在化し、地域社会との共生が課題となっている。

そのため、2050年カーボンニュートラル<sup>2</sup>や2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標<sup>3</sup>」といった国際公約の実現と地域課題の統合的な解決に向けて、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ<sup>4</sup>」の考えに根ざした県土利用・管理を進めていくことが重要である。

また、人口減少は、開発圧力の減少等を通じて空間的余裕を生み出す側面もあるため、この機会を捉え、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する視点も重要である。その際、開発後に放棄された土地は、その地域本来の生態系には戻らず荒廃地等となる可能性があることから、自然の生態系に戻す努力が必要となる。とりわけ、これまで地域に暮らす人々の営みの中で良好に管理されてきた里山等においては、土地への働きかけの減少により自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等も懸念される。

さらに、これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい農山漁村の集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間等を保全、再生、創出するとともに、これらを活用して地域の魅力を高めることは、世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む個性豊かな国土を将来世代へ継承する観点からも重要である。

これらの（ア）～（ウ）に共通して、デジタルを徹底活用した官民連携による地域課題の解決を図ることにより、豊かさを実現し、人々が安心して住み続けられる地域づくりを進めることが必要である。

<sup>1</sup> 生態系サービス：食料・水等の供給サービスや景観等の文化的サービスなど。

<sup>2</sup> 2050年カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

<sup>3</sup> 30by30目標：2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブの実現に向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。

<sup>4</sup> ネイチャーポジティブ：用語に関する厳密な定義は定まっていないが、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」という基本認識は一致しており、「G7 2030年自然協約」や、昆明・モンテリオール生物多様性枠組においてその考え方が掲げられている。

## ウ 基本方針

未曾有の人口減少や少子高齢化の加速等を背景とした県土の管理水準の悪化など、イで示した県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題を踏まえ、(ア) 地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理、(イ) 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理、(ウ) 健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理とそれらに共通する(エ) 県土利用・管理DX、(オ) 多様な主体の参画と官民連携による県土利用・管理を推進し、持続可能で自然と共生した県土利用・管理を目指す。

### (ア) 地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理

地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理については、関連する制度を組み合わせながら、人口減少が加速するなかで、発生する低未利用土地や空き家等の有効利用や高度利用による土地利用の効率化を図るとともに、地域の持続性確保につながる土地利用転換といった土地利用の最適化を進めることが重要である。

また、所有者不明土地の管理の適正化や空き家の発生抑制、適切な維持・管理、活用、除却等について事前に取り決めることなどにより周辺地域への悪影響を防止する。

さらに、所有者不明土地対策と空き家対策の連携の強化など、効率的かつ効果的な対策の充実・強化を図り、とりわけ、今後急増することが見込まれる高経年マンション等の対策として、マンションの管理の適正化や再生の円滑化を進めることが重要である。

都市においては、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外への市街地の無秩序な拡大を抑制する。集約化する中心部では、低未利用土地や空き家を有効利用することなどにより、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生等の新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。また、ひとつの地域だけで十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域が交通や情報発信などのネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進めるほか、市町の境界にとらわれない柔軟なエリアをベースに、機能・役割の分担・連携を推進する。

農地については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能を持続的かつ適切に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。森林については、森林経営管理制度<sup>5</sup>を活用した経営管理の集積・集約等により、県土の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。その際、都市における雨水の貯留・かん養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、効率的に健全な水循環の維持又は回復を図る。

また、カーボンニュートラルの実現に向けた大規模太陽光発電設備や風力発電設備等の再エネ施設の設置に際しては、大規模太陽光発電設備に対する将来の設備廃棄や景観との調和に関する地域の懸念が顕在化していることなども踏まえ、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮するなど、地域と共生する形で立地誘導を図る。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で市町の基本構想など地域づくりの総合的な計画との整合を図りながら行うことが重要である。

<sup>5</sup> 森林経営管理制度:森林所有者自ら経営管理が実施できない森林について、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は一定の要件を満たす民間事業者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理する制度。

一方で、地方創生の観点から、交通利便性の向上等の地域産業の立地適性の状況変化等を踏まえた、地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換など、関連する制度の弾力的な活用や必要な見直しを通じて、地域の合意形成に基づき、積極的な土地利用の最適化を推進していく。

そのほか、重要土地等調査法<sup>6</sup>に基づき、土地等利用状況調査等を着実に進める。また、安全保障の観点から、土地の利用と管理について、安全保障をめぐる内外情勢の変化等を踏まえた対応を図る。

#### (イ) 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理

土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが重要である。

そのため、気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進するとともに、土地本来の災害リスクを基礎として、地域の様々な要素を衡量した上で、災害ハザードエリア<sup>7</sup>における開発抑制と中長期的な視点でより安全な地域へ都市機能や居住を誘導する。

また、河川の上流域における農地・森林等の地域資源は下流域の湛水を防止するなどの防災機能も有していることから、農地については、持続的な農業生産活動が行われるよう、集落単位での共同活動の支援や、企業経営体の育成に取り組むとともに、次世代を担う意欲ある農業者へ農地等が継承されるよう、生産基盤の整備や、農地等の維持保全を推進する。森林については、森林経営計画の作成や、計画に基づく間伐を実施し、人工林の適正な管理を推進するとともに、公益的機能の低下が懸念される人工林や里山林の整備、地域住民等による主体的・継続的な森林保全活動を支援し、県民参加の森づくりを進める。

下流域においても保全すべき市街地周辺の樹林地を適切に配置するとともに、地震・火災時等の広域的な避難拠点の形成を図るため、整備すべき広域・根幹的な施設緑地の適切な配置を推進する。

また、農地の良好な管理や「緑の社会資本」である森林の整備保全を通じて、県土保全や水源かん養等の多面的機能を持続的かつ適切に発揮するとともに、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップの推進により、ライフライン等の多重性・代替性を確保する。

加えて、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、地域人口の将来予測等を踏まえ、平時から事前防災・事前復興の観点からの地域づくりを進める。その際、広域的な視点から、市町の防災・減災対策への助言を積極的に行うことも重要である。

さらに、宅地、農地、森林等といった土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等の安全性を確保するなど、これらの取組を進めることによって安全・安心な県土利用・管理を実現していく。

#### (ウ) 健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理

健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理については、県土と社会経済活動の基盤となる自然資本の保全・拡大と持続的な活用を図るため、健全な生態系の保全・再生や広域的な生態系ネットワークの構築・維持に向けて、分野横断的に多様な主体が連携して取り組むことが重要である。

<sup>6</sup> 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律のこと。

<sup>7</sup> 災害ハザードエリア：ここでは、住宅等の建築や開発行為等の規制がある災害レッドゾーン（災害危険区域等）と、建築や開発行為等の規制はないものの区域内の警戒避難体制の整備等を求める災害イエローゾーン（浸水想定区域等）を指す。

そこで、国立公園等の管理の強化を図るとともに、低未利用土地の自然再生地への転換も含め、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM<sup>8</sup>）の設定・管理を促進することによって、優れた自然環境の保全・再生と併せて、森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークを形成する。

その際、自然環境が有する多様な機能を活用する「グリーンインフラ<sup>9</sup>」や生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR<sup>10</sup>）など NbS<sup>11</sup>（Nature-based Solutions）の考え方に根ざした自然環境が有する多様な機能の活用や SDGs<sup>12</sup>の取組によって、地域の社会課題解決を図っていくことが重要である。

また、地域におけるカーボンニュートラルの実現に向けて、地域共生型の再エネ導入促進や、バイオマス等の循環利用に努めるとともに、このような資源を生み出す里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。

さらに、自然公園などの優れた自然環境等の保全や管理を充実させ、自然資本の持続的な活用や、地方への移住や二地域居住など地域間の対流促進や関係人口<sup>13</sup>を拡大することによって、地域活性化や都市と農山漁村のつながりを強化する。

これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を通じた魅力ある地域づくりや、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から地下水を含む健全な水循環を維持又は回復するための取組を効率的かつ効果的に進める。

これらの取組と併せて、多様な主体の連携による取組として、地域が主体となって、地域資源を最大限活用しながら、環境・社会・経済課題を同時に解決していくローカル SDGs 事業を次々と生み育て続けられる自立した地域をつくりつつ、自立した地域同士が支え合うネットワークを構築する「地域循環共生圏<sup>14</sup>」の形成を促進していくことや、最適な県土利用・管理の取組において、自然資本の保全・拡大にも配慮することにより、地域における生態系サービスの維持・向上を図ることが重要である。

## （エ）県土利用・管理DX

適正な県土利用・管理を推進するに当たっては、人口、高齢化率、農地の耕作者、森林関連情報の管理状況、災害リスク、土地利用状況、交通インフラ整備状況、都市計画情報など、分野横断的な地域の情報を一元的に把握し、対策を検討していくことが重要である。

そこで、県土の現状を正確に把握した上で、県民に広く共有することを基本的な方向とし、自然災害や環境問題への対応、産業・経済の活性化、豊かな暮らしの実現につながる地理空間情報等のデジタルデータ・リモートセンシング等のデジタル技術を徹底的に活用するとともに、県土の状況把握・見える化、まちづくり、農林業等の課題に応じたデジタル技術の開発、実装を推進することにより県土利用・管理の効率化・高度化を図る。

<sup>8</sup> OECM:Other effective area-based conservation measure の略。保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの。

<sup>9</sup> グリーンインフラ:社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組。

<sup>10</sup> Eco-DRR:Ecosystem-based Disaster Risk Reduction の略。自然災害に対して脆弱な土地の開発や利用を避け災害への暴露を回避するとともに、防災・減災など生態系が有する多様な機能を活かして社会の脆弱性を低減すること。

<sup>11</sup> NbS:Nature-based Solutions の略。社会、経済、環境課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福及び生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然又は改変された生態系の保護、保全、回復、持続可能な利用、管理のための行動のこと。

<sup>12</sup> SDGs:Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

<sup>13</sup> 関係人口:「定住人口」でもなく、観光で訪れる単なる「交流人口」でもない、特定の地域に継続的に多様な形で関わる人。

<sup>14</sup> 地域循環共生圏:地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカル SDGs 事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方。

その際、粗放的な管理や最小限の管理など効率的・効果的な県土管理を実現するため、各主体が所有データを積極的に公開（オープンデータ化）することによって利活用を促進するとともに、行政、民間企業、大学等のデータ利活用者のニーズを反映したデータ連携の仕組みをデータプラットフォーム等を活用して整備していくことが重要である。

#### (オ) 多様な主体の参画と官民連携による県土利用・管理

人口減少等の進行に伴う土地利用ニーズの低下等を背景とした所有者不明土地や管理不全の土地の増加が懸念されるなか、適正な県土利用・管理を推進するに当たっては、地域の発意と合意形成を基礎として、民間企業等の多様な主体の参画や官民連携による取組を促進していくことが重要である。

そこで、多様な主体が連携して地域の課題を解決する協議会等のコーディネート機能の確保を図るとともに、相続等により取得した土地を国庫に帰属させる取組のほか、空き地・空き家バンク等の官民連携の取組を推進する。

また、二地域居住者等を含む関係人口の拡大と地域との関わり方の深化等を通じて、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、様々な県土管理に関する検討に自ら参画するなど、その管理の一端を担う県民の参画による県土管理を進めていくことが引き続き重要である。

### (2) 地域別の土地利用の基本方針

地域別の土地利用に当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を生かしつつ、活力ある地域の形成と県土の均衡ある発展を図る見地から適切に対処しなければならない。

#### ア 地域類型別の土地利用

県土の利用に当たっては、各土地利用を個別にとらえるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型としてとらえた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市、農山漁村及び自然維持地域の土地利用の基本方向を以下のとおりとする。なお、都市、農山漁村、自然維持地域は互いに独立して存在するものではなく、相互貢献や連携により相乗効果を生み出し、空間の質的向上を図ることが重要である。

##### (ア) 都市

都市の郊外等においては、人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、むしろこの機会をとらえて環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要である。このため、土地本来の災害リスクを基礎として、地域の様々な要素を衡量した上で、市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入する取組、いわゆる「逆線引き」を進めるなど、災害ハザードエリアにおける開発抑制を行い、中長期的な視点でより安全な地域へ都市機能や居住を誘導するなど、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約するとともに、郊外に無秩序に拡大してきた市街地も、集約する方向に誘導する。

その際、所有者不明土地等の低未利用土地の利用の円滑化や空き家の利活用により土地利用の効率化を図るとともに、所有者不明土地の管理の適正化や空き家の発生抑制、適切な管理、除却を進め、周辺地域への悪影響を防ぐことが重要である。

集約化する地域の外側においても、公共サービスのあり方や土地利用等について地域の状況に応じた対応を行うことにより、住みやすく豊かなまちづくりを実現する。

さらに、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。新たな土地需要がある場合には、既存の低未利用土地の再利用を優先し、地域社会の持続可能性を高める地方創生の観点にそぐわない場合は、農地や森林等からの転換は抑制する。

都市防災については、密集市街地や地下空間など地震や豪雨等に対して脆弱な場所が依然と

して存在することから、諸機能の分散配置、ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に強い都市構造・県土構造の形成を図る。また、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、地域人口の将来予測等を踏まえ、平時から事前防災・事前復興の観点からの地域づくりを進める。

都市、農山漁村、自然維持地域の相互貢献、連携の観点からは、水害被害の軽減など多様な機能を発揮するグリーンインフラやEco-DRRとして都市部の緑地を活用するほか、都市内の緑地等をOECMとして設定・管理することにより、保護地域とOECMによる生態系ネットワークの構築を通じた自然環境の保全・再生を図る。さらに、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図る。

また、住宅と農地が混在する地域においては、両者が調和して良好な居住環境と営農環境の形成を進め、多様な役割を果たす都市農地の保全を図るなど、計画的かつ適切な土地利用を図る。

#### (イ) 農山漁村

農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源のかん養など都市にとっても重要で様々な機能を有する。このため、農山漁村が県民共有の財産であるという認識の下、農林水産物やバイオマス等の再エネなど多様な地域資源を観光・旅行や福祉等の他分野と組み合わせて新たな付加価値等を創出する取組等を通じた雇用促進や所得向上を図り、健全な地域社会を構築していく。

また、急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、中山間地域の価値に共鳴する多様な人たちを呼び込むことや、地域の資源や特性に光を当てて、これを「強み」として積極的に生かすことに重点を置いた上で、自主的・主体的な地域づくりを支える多様な人材の育成・ネットワークづくりを一層加速させる。日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め周辺地域と公共交通等のネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成や、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等の地域コミュニティの維持に資する取組を行う「農村型地域運営組織<sup>15</sup>（農村RMO）」の形成を進めることにより、集落機能を集約的に維持・強化し、良好な県土管理を継続させるとともに、美しい景観を保全・創出する。その際、地域の発意に基づき、優先的に維持したい農地をはじめとする土地の明確化や管理方法の転換等による持続可能な土地の利用・管理を進めていくことが重要であることから、農用地の保全等により農山漁村の活性化に向けた取組を計画的に推進する。

都市、農山漁村、自然維持地域の相互貢献、連携の観点からは、農山漁村と都市との機能分担や地方への移住や二地域居住などを含む共生・対流を促進し、関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じて地域の支えとなる人材の裾野を拡大させていくことに加えて、鳥獣の市街地等への出没対策や外来種による生態系等への被害防止なども含め、野生生物の重要な生息・生育環境としても機能している里山などの二次的自然環境を適切に維持管理していく。また、鳥獣による農作物被害は、営農意欲の減退をもたらす耕作放棄や離農の要因となることから、デジタル技術を活用した鳥獣被害対策とジビエ利活用の取組の拡大を図る。さらに、森林空間を健康・観光・教育など様々な分野で活用する森林サービス産業等の育成によって山村価値の創造を図ることが重要である。

さらに、里山や森林施業地、沿岸の干潟等において、持続的な農林水産業を通じて生物多様性保全に貢献する取組を推進するとともに、適切なものについてはOECMの設定・管理及び生

<sup>15</sup> 農村型地域運営組織：複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等の地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。

生態系ネットワークの形成を推進する。

沿岸島しょ地域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、瀬戸内海が有する自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。この場合、環境の保全と国民に開放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮する。

また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しており、CO2 吸収源としても期待される藻場等のブルーカーボン生態系<sup>16</sup>など、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに良好な景観を保全・再生・創出する。あわせて漂着ごみ対策、汚濁負荷対策を図り、また漂流・海底ごみ対策の推進を図るよう努めるとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進める。

水面・河川・水路については、地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、より安定した水供給のための水資源開発、水力電源開発、農業水利施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、予防保全も含めた施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。また、自然環境が有する多様な機能を生かしたグリーンインフラや Eco-DRR の取組を推進するため、河川の整備に当たっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復を図る。さらに、自然環境の保全・再生や生態系ネットワークの形成を促進することにより、生物の生息・生育・繁殖環境やまちづくりと連携した地域経済の活性化に資する良好な水辺空間の保全・創出を図る。また、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図る。

#### (ウ) 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然地域や野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境の適切な保全・再生を図るとともに、外来種や鳥獣による生態系への被害の防止や自然環境データの整備等の対策を総合的に進める。

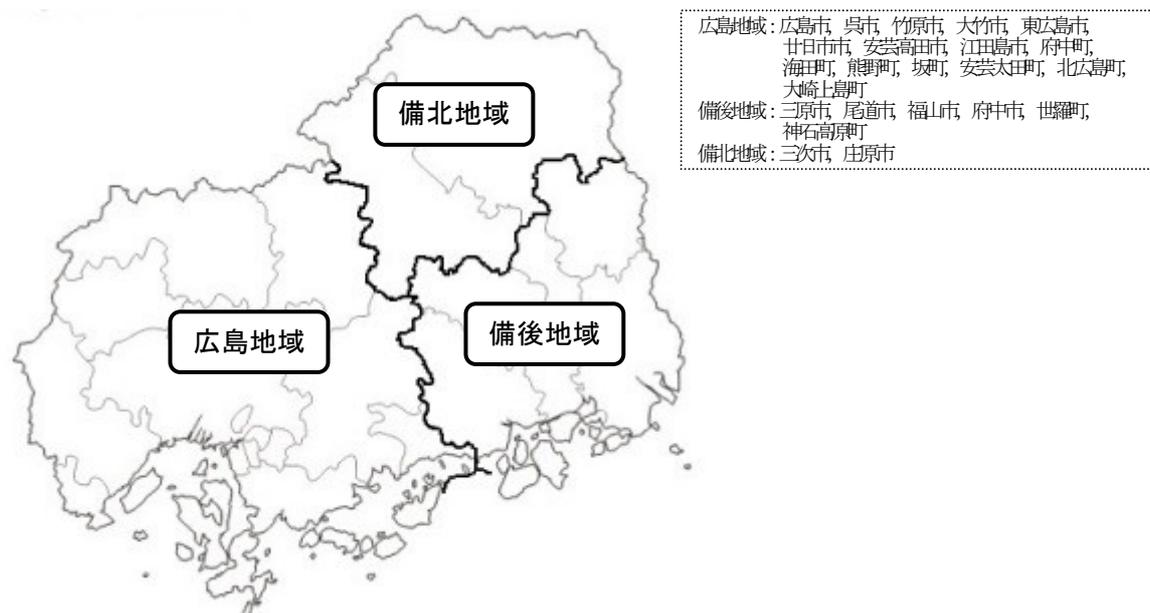
とりわけ、30by30 目標の達成に向けて、国定公園等の管理の質の向上、OECM の設定・管理により広域的な生態系のネットワーク化を促進する。

都市、農山漁村、自然維持地域の相互貢献、連携の観点からは、グリーンインフラや Eco-DRR など自然環境の有する多様な機能の活用により複合的な地域課題の解決を図るほか、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての適切な利用、国定公園の魅力向上などによる保護と利用の好循環を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進める。

<sup>16</sup> ブルーカーボン生態系:海洋生態系に取り込まれた炭素であるブルーカーボンを隔離・貯留する、海草藻場、海藻藻場、湿地・干潟、マングローブ林等の海洋生態系のこと。

## イ 地域の区分

地域の区分は、県土の自然的、社会的及び経済的諸条件を勘案して、広島地域、備後地域、備北地域の三分区とする。



### (ア) 広島地域

地方中枢都市広島市を中心とするこの地域においては、本県のみならず、中国地方全体の発展を牽引し、豊かさに貢献する役割が期待されており、地域全体にわたる各種機能の強化と技術集積を生かした産業振興、豊かな生活環境の実現など波及力のある中枢拠点性の向上を図る必要がある。

都市部においては、周辺地域における自然的土地利用との調和に配慮し、自然環境の保全と良好な生活環境の確保に留意しながら、都市機能の強化と都市交通網の整備を進める。また、地域の特性を生かした機能分担に基づき、広島中枢都市圏の拠点性向上に向け、高次都市機能等の強化を図り、広域的・国際的な交流・連携の拠点となる生活圏の形成を進める。

農山漁村においては、農地を面的に集積し、地域の核となる企業経営体の育成、「地域農業経営基盤強化促進計画」の推進を通じた新たな担い手の確保等を進めるとともに、スマート農業技術の導入による生産性の向上を図る。また、企業経営体をはじめとした担い手が兼業農家などと連携して、地域農業の維持に取り組む。さらに、持続的な林業経営の確立を目指した森林を循環利用していく仕組みを構築するなど、都市近郊型の生産性の高い農林水産業の展開を図るための生産基盤の整備や、生活環境の整備を進めるとともに、地域資源を生かした都市部との連携と交流を促進し、一体的な地域の振興を図る。

また、瀬戸内海や西中国山地の優れた自然を保護するとともに、2つの世界文化遺産を活用するなど、広域的な交流・集客の拡大を図る。

この地域は、本県最西端の冠山に発し、本県西部を流れ、広島湾に注ぐ、一級河川太田川が流れている。広島地域の河川では、過去に幾度かの洪水被害及び高潮被害が発生しており、さらに気候変動により激甚化・頻発化する水災害に備えるため、河川・下水道の管理者が行う治水対策に加え、流域全体のあらゆる関係者が協働して治水対策を行う「流域治水」を進める。

### (イ) 備後地域

この地域は、瀬戸内海中央部の中核的な都市圏として、産業拠点性を高めるとともに、各種都市機能の強化と生活基盤の整備及び地域内の交通体系の整備を推進して都市間の機能分担と連携を進め、活力ある地域としていく必要がある。

沿岸都市部においては、周辺地域における自然的土地利用との調和に配慮し、自然環境の保全と良好な生活環境の確保に留意しながら、福山中核都市圏を中心とした高次都市機能の強化及び産業の高度化、多角化を図るとともに、広域道路網の構築を図り、県内企業の産業活動や観光・地域間交流の促進と都市連携による一体的な発展を図る。

農山漁村においては、農地を面的に集積し、地域の核となる企業経営体の育成、「地域農業経営基盤強化促進計画」の推進を通じた新たな担い手の確保等を進めるとともに、スマート農業技術の導入による生産性の向上を図る。また、企業経営体をはじめとした担い手が兼業農家などと連携して、地域農業の維持に取り組む。さらに、持続的な林業経営の確立を目指した森林を循環利用していく仕組みを構築するなど、生産性の高い農林水産業振興のための生産基盤整備を進めるとともに、生活環境の整備や、地域の優れた自然環境や農山漁村環境を生かした沿岸都市地域との連携・交流を進める。

また、瀬戸内海や帝釈峡などの優れた自然を保護するとともに、歴史・文化財などの地域資源、自然環境を積極的に活用し、広域的な交流・集客の拡大を図る。

この地域は、本県中央部の三原市大和町に発し、本県東部を流れ、福山市において瀬戸内海に注ぐ、一級河川芦田川が流れている。備後地域の河川では、過去に幾度かの洪水被害及び高潮被害が発生しており、さらに気候変動により激甚化・頻発化する水災害に備えるため、河川・下水道の管理者が行う治水対策に加え、流域全体のあらゆる関係者が協働して治水対策を行う「流域治水」を進める。

#### (ウ) 備北地域

この地域は、ほぼ全域が中山間地域であり、過疎と高齢化が著しく、荒廃農地の増加や森林の荒廃、集落の存続が危ぶまれる状況なども生じつつあるため、地域を支える定住人口の維持・確保とともに、東西・南北交流の結節点として、広域的で自立的な生活圏を形成していく必要がある。

広島地域や備後地域との機能連携や交流を基本としながら、都市部への都市機能の集積、地域内外における広域道路網の構築を図り、日常生活環境の整備を促進し、豊かで快適な定住空間の創造に努めるとともに、地域資源を生かした都市との交流促進を図り、交流人口の定着と拡大に努める。

農山村においては、過疎と高齢化の進行により、農地、森林等の適切な保全・管理が困難になりつつあり、地域の主要産業である農林業について、農地を面的に集積し、地域の核となる企業経営体の育成、「地域農業経営基盤強化促進計画」の推進を通じた新たな担い手の確保等を進めるとともに、スマート農業技術の導入による生産性の向上を図る必要がある。また、企業経営体をはじめとした担い手が兼業農家などと連携して、地域農業の維持に取り組む。さらに、持続的な林業経営の確立を目指した森林を循環利用していく仕組みを構築するなど、生産性の高い農林水産業振興のための生産基盤整備を進めるとともに、農林地の保全、地域の資源・環境の保護、土地の保全機能の整備等を総合的に進める。

また、比婆、道後、帝釈峡等の優れた自然環境の保全や文化遺産の保全を図るとともに、里山などの地域資源の活用により、都市と農山村地域の交流を進める。

この地域は、本県・島根両県境にある阿佐山に発し、途中、支川と合流しながら日本海に注ぐ、一級河川江の川が流れている。備北地域の河川では、過去に幾度かの洪水被害が発生しており、さらに気候変動により激甚化・頻発化する水災害に備えるため、河川・下水道の管理者が行う治水対策に加え、流域全体のあらゆる関係者が協働して治水対策を行う「流域治水」を進める。

### (3) 土地利用の原則

土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行わなければならない。

なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、関係部局等が連携しながら、当該地域の特性及び周辺地域との関連性に十分留意し、地域全体の利益を実現する最適な土地利用・管理が実現できるよう調整を図るものとする。

#### ア 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し及び保全する必要がある地域である。

都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保、形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、機能集約による生活拠点の強化と拠点間のネットワーク化などにより、コンパクトで利便性の高いまちづくりを進め、市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。）又は用途地域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域をいう。以下同じ。）においては、土地利用の効率化、低未利用地や空き家の有効利用及び既存住宅ストックの有効活用を優先し、自然的土地利用等からの転換は抑制しつつ、新たに必要とされる宅地については、計画的に確保、整備する。

(ア) 市街化区域においては、低未利用地の有効利用、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の開発、防災施設の整備、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該地域内の農地、樹林地、水辺地等自然環境を形成しているもので、防災機能や良好な生活環境を維持するため不可欠なものについては、積極的に保護、育成を図るものとする。

市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用を図るものとする。

(イ) 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、特定の場合を除き、都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図るものとする。

(ウ) 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準じるものとし、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向や地域の実情も踏まえながら既存の低未利用地の再利用を優先させ、環境の保全及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとする。

#### イ 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域の土地利用については、農用地が食料供給のため最も基礎的な土地資源であるとともに、良好な生活環境や自然環境の構成要素であることにかんがみ、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、土地の有効利用、生産性の向上等の見地から農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備するものとする。

(ア) 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることにかんがみ、必要に応じて担い手への農地の集積・集約の促進や土壌改良など基盤整備を進め、大規模農業団地の形成等に取り組むとともに、他用途への転用は行わないものとする。

(イ) 農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整が整った場合には、その転用は極力調整された計画等を尊重し、調整が整っていない地域

及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、転用は原則として行わないものとする。

#### ウ 森林地域

森林地域は、森林として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する多面的機能の維持増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を持つとともに、県土保全、水源のかん養、保健休養、自然環境の保全、二酸化炭素吸収等の公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることにかんがみ、将来にわたり森林がその多面的機能を発揮できるよう、県産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用や森林の整備及び保全の推進を図るものとする。

- (ア) 保安林（森林法第25条又は第25条の2による保安林をいう。以下同じ。）については、県土保全、水源のかん養、生活環境の保全等の公益的機能の積極的な維持増進を図るべきものであることにかんがみ、適正な管理を行うとともに 他用途への転用は行わないものとする。
- (イ) 保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準じる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。

なお、森林を他用途へ転用する場合には、森林の継続的な育成、維持と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等の支障をきたさないよう十分考慮するものとする。

#### エ 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び教育・学習活動の場に資するものであることにかんがみ、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。

- (ア) 特別保護地区（自然公園法第21条第1項による特別保護地区をいう。以下同じ。）については、その設定の趣旨に即して、景観の厳正な維持を図るものとする。
- (イ) 特別地域（自然公園法第20条第1項又は第73条第1項による特別地域をいう。以下同じ。）については、その風致の維持を図るべきものであることにかんがみ、都市的土地利用、農業的土地利用等を行うための開発行為は極力避けるものとする。
- (ウ) その他の自然公園地域においては、都市的土地利用又は農業的土地利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとする。

#### オ 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く県民がその恵沢を享受するとともに、将来の県民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。

- (ア) 特別地区（自然環境保全法第25条第1項又は第46条第1項による特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨に即して、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。
- (イ) その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

#### カ その他

準都市計画区域（都市計画法第5条の2による準都市計画区域をいう。）については、ア都市地域に準じるものとする。

## 2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向性を考慮して、1の(2)に掲げる地域別の土地利用の基本方針に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

### (1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

ア 「市街化区域及び用途地域以外の都市地域」と「農用地区域」とが重複する場合  
農用地としての利用を優先するものとする。

イ 「市街化区域及び用途地域以外の都市地域のうちの市街化調整区域」と「農用地区域以外の農業地域」が重複する場合

土地利用の現況に留意し、農業上の利用との調整が整った場合には都市的土地利用を認める。

ウ 「市街化区域及び用途地域、市街化調整区域以外の都市地域」と「農用地区域以外の農業地域」が重複する場合

土地利用の現況に留意し、農業地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進めながら、都市的土地利用を認める。

### (2) 都市地域と森林地域とが重複する地域

ア 「都市地域」と「保安林の区域」とが重複する場合  
保安林としての利用を優先するものとする。

イ 「市街化区域及び用途地域」と「保安林の区域以外の森林地域」とが重複する場合  
原則として、都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。

ウ 「市街化区域及び用途地域以外の都市地域」と「保安林の区域以外の森林地域」とが重複する場合

森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

### (3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 「市街化区域及び用途地域以外の都市地域」と「特別地域」とが重複する場合  
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

イ 「市街化区域及び用途地域」と「特別地域以外の自然公園地域」とが重複する場合  
自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的土地利用を図る。

ウ 「市街化区域及び用途地域以外の都市地域」と「特別地域以外の自然公園地域」とが重複する場合

自然公園としての機能に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

### (4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 「市街化区域及び用途地域以外の都市地域」と「特別地区」とが重複する場合  
自然環境としての保全を優先するものとする。

イ 「市街化区域及び用途地域以外の都市地域」と「特別地区以外の自然保全地域」とが重複する場合

自然環境の保全に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

### (5) 農業地域と森林地域とが重複する地域

ア 「農業地域」と「保安林の区域」とが重複する場合

保安林としての利用を優先するものとする。

イ 「農用地区域」と「保安林の区域以外の森林地域」とが重複する場合

原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。

ウ 「農用地区域以外の農業地域」と「保安林の区域以外の森林地域」とが重複する場合

土地利用の現況に留意し、農業地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進めながら、森林としての利用を認めるものとする。

(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 「農業地域」と「特別地域」とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先するものとするが、既に農用地として利用されている土地については、自然公園としての保護及び利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

イ 「農業地域」と「特別地域以外の自然公園地域」とが重複する場合

自然公園としての機能に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 「農業地域」と「特別地区」とが重複する場合

自然環境としての保全を優先するものとする。

イ 「農業地域」と「特別地区以外の自然保全地域」とが重複する場合

自然環境との調和に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 「保安林の区域」と「特別地域」とが重複する場合

保安林としての機能に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

イ 「保安林の区域」と「特別地域以外の自然公園地域」とが重複する場合

保安林としての利用を優先するものとする。

ウ 「保安林の区域以外の森林地域」と「特別地域」とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

エ 「保安林の区域以外の森林地域」と「特別地域以外の自然公園地域」とが重複する場合

自然公園としての機能に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 「保安林の区域」と「特別地区」とが重複する場合

保安林としての機能に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

イ 「保安林の区域」と「特別地区以外の自然保全地域」とが重複する場合

保安林としての利用を優先するものとする。

ウ 「保安林の区域以外の森林地域」と「特別地区」とが重複する場合

自然環境としての保全に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

エ 「保安林の区域以外の森林地域」と「特別地区以外の自然保全地域」が重複する場合

自然環境の保全に留意しつつ、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

### 3 その他の必要な措置

(1) 計画の効果的な推進

計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、土地利用をとりまく状況や土地利用の現況等の変化を把握しながら行い、必要に応じて計画の総合的な見直しについて検討する。

(2) 多様な主体の参画による県土管理の取組の推進

県土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、国、県及び市町による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPOなどの多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動等の取組に早朝の段階から自ら参画するほか、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付等、様々な方法により県土の適切な管理に参画する取組を推進する。

4 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

別表に掲げた公的機関を主体とする開発保全整備については、当該計画に基づく事業が円滑に実施されるよう土地利用上配慮するものとする。

(別表)

計 画 名	事 業 目 的	規 模	位 置	計 画 主 体	事 業 主 体
県民公園整備計画	県民公園整備事業	63ha	世羅町	県	県

おわりに

本計画では、「地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理」、「土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理」、「健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理」の 3つの基本方針と、それらに共通する「県土利用・管理DX」、「多様な主体の参画と官民連携による県土利用・管理」の 2つの基本方針を示しているが、これらを実現するために必要な土地利用の転換には数十年単位の期間を要する場合も多い。したがって、計画期間を超えた長期的な見通しの上に地域の合意形成を進めるなど、長期の視点から取り組んでいくことが求められる。